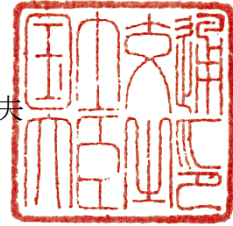


# 認 定 書

国住参建第 1539 号  
令和 5 年 9 月 14 日

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会  
会長 池田 明 様  
硝子繊維協会  
会長 松永 隆延 様  
ロックウール工業会  
会長 亀津 克己 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
PC030BE-4126(1)
2. 認定をした構造方法等の名称  
窯業系サイディング・構造用面材〔木質系ボード・セメント板・火山性ガラス質複層板又はせっこうボード〕表張／せっこうボード裏張／木製枠組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

# 認 定 書

国住参建第 1540 号  
令和 5 年 9 月 14 日

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会  
会長 池田 明 様  
硝子繊維協会  
会長 松永 隆延 様  
ロックウール工業会  
会長 亀津 克己 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
PC030BE-4126(2)
2. 認定をした構造方法等の名称  
窯業系サイディング・人造鉱物繊維断熱材・構造用面材 [木質系ボード・セメント板・火山性ガラス質複層板又はせっこうボード] 表張/せっこうボード裏張/木製枠組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

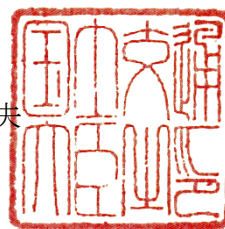
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

# 認 定 書

国住参建第 1541 号  
令和 5 年 9 月 14 日

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会  
会長 池田 明 様  
硝子繊維協会  
会長 松永 隆延 様  
ロックウール工業会  
会長 亀津 克己 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
PC030BE-4126(3)
2. 認定をした構造方法等の名称  
人造鉱物繊維断熱材充てん／窯業系サイディング・構造用面材〔木質系ボード・セメント板・火山性ガラス質複層板又はせっこうボード〕表張／せっこうボード裏張／木製枠組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

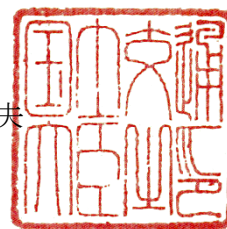
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

# 認 定 書

国住参建第 1542 号  
令和 5 年 9 月 14 日

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会  
会長 池田 明 様  
硝子繊維協会  
会長 松永 隆延 様  
ロックウール工業会  
会長 亀津 克己 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
PC030BE-4126(4)
2. 認定をした構造方法等の名称  
人造鉱物繊維断熱材充てん／窯業系サイディング・人造鉱物繊維断熱材・構造用面材〔木質系ボード・セメント板・火山性ガラス質複層板又はせっこうボード〕表張／せっこうボード裏張／木製枠組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。